

 $11_{\text{Pl}}14_{\text{Pl}(x)}21_{\text{Pl}(x)}22_{\text{Pl}(x)}$

1月29日(火)

14:00~15:30 (受付13:30~)

参加料無料

罰則や違反企業の公開など知らなかったでは済まされない

年次有給休暇 5日付与 義務化

時間外労働 上限規制

同一労働 同一賃金

月60時間超 残業 割増アッフ

労働時間 把握義務

貴 社 に 「 本 当 に │ 必 要 な 働 き 方 改 革 対 策 を 実 施 します!

話題のプレミアムフライデーや形だけの退社命 令。会社は深夜残業を禁止しても早朝出勤は黙認。 労働者保護?経済政策?…これ、本当に働き方改 革?これでは今回の法改正は乗り切れません。

現在、日本は現役世代の人口の割合が減少して おり、人不足によって採用ができず、人材の取り 合いが起きています。その結果離職率が高くなり、 一人あたりの労働時間が増えやすい環境になって います。

最近だと有名企業の違法な時間外労働や過労死

自殺などが連日ニュースで取り上げられています。 中小企業についても、平成28年には10,058の事業 場について時間外労働の疑いのための調査が入り、 調査結果が公表されました。そのほか企業名を出 しての注意や勧告処分がおこなわれています。こ ういった経緯を踏まえ、日本では労働時間に関す る意識の高まりから、より労働者の権利保護の流れ が強まっています。

経営者が知らなければいけない働き方改革をいま、 解き明かします。

詳細はコチラ

あすか社会保険労務士法人

〒970-8036 いわき市平谷川瀬二丁目10-19

TEL:0246-38-9001

法改正に対応した働き方改革を社労士が解説します!

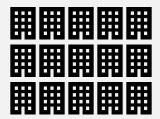
あすか社会保険労務士法人のご紹介

併設:助成金サポートセンター

16名のスタッフでトータルサポート

いわきで創業<mark>22</mark>年

関与先企業250社超



助成金業務に精通 昨年度支給申請**150**件超



当日の講師



開

概

要

「知らなかった。」では済まされません

働き方改革関連法案が2018年6月29日に可決され、2019年4月から順次施行されることになりました。上限なく残業や休日出勤が可能となることで批判が集中した「高度プロフェッショナル制度」や、数多くのデータ改ざんが明るみとなり今回の改正が見送りとなった「裁量労働制」などに目が行きがちですが、実は中小企業にとっては諸規定の改正必須に加えて違反企業への罰則もあるという対応必須の超重大法改正なのです。

本説明会では、人事労務のスペシャリストである社会保険労務士の視点から、中小企業の経営者・労務担当者様へ向けて働き方改革関連法案の主要論点の解説をおこない、実務面での対応策について詳細に説明します。

また、働き方改革対応時に使える国からの返済不要の助成金制度についてもあわせてご紹介します。

11月開催セミナー

14日(水) 21日(水) 22日(木)

時間 14:00~15:30 (受付13:30)

場所 あすか社会保険労務士法人

セミナールーム

月開催セミナー

平成31年1月29日(火)

、先着 <mark>₃30</mark>名

時間 14:00~15:30 (受付13:30)

場所 いわき産業創造館

ラトブ6階「会議室1|

セミナー当日又は後日、働き方改革に関する無料相談&就業規則簡易診断を行います。 ご希望の方は下記フォームに❤をお願いします。

セミナーお申し込みは下記にご記入の上、FAXするだけ! 🔻 👢

FAX: 0246-24-3243

企業名		TEL			
住 所		FAX			
参加者 氏名①	役職()	参加者 氏名②		役職()
無料相談	無料相談を希望される方はチェックを お願いします(1時間程度 当日又は後日)	希望日 ************************************	□11月14日(水)	□11月21日(水)	,
希望	□希望する	※デ加や主口に チェック をお願いします	□11月22日(木)	□ 1月29日 (火)	